

青森県報

第二千八百二十二号

平成十九年
八月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(保 険 課) ……一
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……二
- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……三
- 保安林の指定解除予定……………(林 政 課) ……三
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……三
- 道路の供用の開始……………(同) ……四
- 公 告……………(同) ……四
- 平成二十年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札……………(県民生活課) ……四
- 出先機関……………(同) ……四
- 土地改良事業施行の同意……………(上北地域局) ……五

告 示

示

青森県告示第六百十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種	居宅サービス事業所	指 定 年 月 日
名称又は氏名 合同会社美銀	主たる事務所の所在地又は住所 青森市奥野二丁目二の五	ヘルパーステーション 奥野	平成一九・七・三
株式会社レインタコム	訪問介護 貸与 福祉用具	松下電工エンジニアリング 介護センター 青森店	一九・七・二〇
株式会社レインタコム	特定福祉用具販売	松下電工エンジニアリング 介護センター 青森店	一九・七・二〇
株式会社レインタコム	特定福祉用具販売	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	一九・七・二〇
株式会社レインタコム	貸与 福祉用具	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	一九・七・二〇
株式会社レインタコム	特定福祉用具販売	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	一九・七・二〇
株式会社レインタコム	貸与 福祉用具	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	一九・七・二〇
株式会社レインタコム	特定福祉用具販売	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	一九・七・二〇
株式会社レインタコム	貸与 福祉用具	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	一九・七・二〇

青森県告示第六百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	指定期間
株式会社美銀	青森市奥野二丁目二の五	青森市奥野二丁目二の五	訪問介護	ヘルパーステーション	青森市奥野三丁目一〇の二〇	平成一九・七・三
株式会社レインタコム	東京都東久留米市八幡町二丁目一の七三	東京都東久留米市八幡町二丁目一の七三	介護予防福祉用具貸与	松下電工エンジニアリング	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	平成一九・七・二〇
株式会社レインタコム	東京都東久留米市八幡町二丁目一の七三	東京都東久留米市八幡町二丁目一の七三	特定介護予防福祉用具販売	松下電工エンジニアリング	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	"
株式会社ファイツ・ケア	黒石市八甲三六の二	黒石市八甲三六の二	介護予防福祉用具貸与	株式会社ファイツ・ケア	黒石市八甲三六の二	平成一九・七・三
株式会社ファイツ・ケア	黒石市八甲三六の二	黒石市八甲三六の二	特定介護予防福祉用具販売	株式会社ファイツ・ケア	黒石市八甲三六の二	"

青森県告示第六百十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定期間
サカ工業局大野ハッピー・ドラッグ類家店	青森市青葉一丁目二の二一 八戸市南類家三丁目二の二四	平成一九・六・一 一九・七・一

青森県告示第六百十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したため、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定期間
田口矯正歯科	弘前市大字徳田町三六	歯科矯正に関する医療	平成一九・八・一

青森県告示第六百十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したため、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定期間
木村文祥内科クリニック	青森市大字三内字沢部四三九の五	平成一九・八・一
サカ工業局柏崎上磯調剤薬局三厩店	八戸市柏崎六丁目三〇の五	"
訪問看護ステーションえがのみょう	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町六の三	"
訪問看護ステーションえがのみょう	八戸市大字妙字分枝三一	"
訪問看護ステーションえがのみょう	三戸郡階上町蒼前七丁目九の四〇七	"

青森県告示第六百十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

大出 伸治	氏 名		勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地			
国民健康保険 佐井診療所	下北郡佐井村大字 佐井字大佐井川目 三九の一	整形外科（肢体 不自由）	平成 一九・八・一		

青森県告示第六百十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

むつ市大畑町二階滝一の一・下北郡佐井村大字佐井字古佐井山一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び関係市村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年九月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の 区 間		変更の 前後別		敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
			前	後	前	後			
1	県道	榊引上名久 井三戸線	八戸市大字榊引字松倉一の一から 八戸市大字榊引字倉前一の六まで	むつ市脇野沢寄浪一五の一から むつ市脇野沢寄浪五の二まで	一七・七〇〇メートルから 一八・〇〇〇メートルまで	二〇・〇〇〇メートルから 二二・〇〇〇メートルまで	五二四・〇〇メートル	五二四・〇〇メートル	
2	県道	九艘泊脇野 沢線			一八・八〇〇メートルから 二二・〇〇〇メートルまで	二〇・〇〇〇メートルから 二二・〇〇〇メートルまで	一八八・〇〇メートル	一七二・五〇メートル	

青森県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年九月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 青森浪岡線	青森市大字浦町字奥野二七七の三から 青森市大字浜田字玉川六九の二まで	平成一九・八・三
県道 九艘泊脇野沢線	むつ市脇野沢寄浪一五の一から むつ市脇野沢寄浪五の二まで	"

公 告

平成二十年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- 1 業務名 平成二十年度刊行「青森県史 資料編 近現代5 復興と改革の時代」制作業務

- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 履行期限 平成二十一年三月三十一日
- 4 納入場所 入札説明書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

三 入札説明書の交付場所等

- 1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市長島一丁目の一
青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）
電話 〇一七 七三四 九二三八
- 2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟二階A会議室

(二) 日時

平成十九年九月四日 午前十時

四 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所 青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟二階A会議室
- 2 日時 平成十九年九月十八日 午前十時
- 3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金
免除する。
- 2 契約保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百五十九条の規定による。

- 六 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内
- 七 最低制限価格
最低制限価格を設定する。
- 八 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 九 その他
 - 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札者に求められる義務
入札への参加を希望する者は、制作工程及び工場等に関する調書を入札書の提出期限までに青森県環境生活部県民生活文化課長に提出しなければならない。
なお、当該調書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - 3 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - 4 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

出 先 機 関

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、六ヶ所村に係る次の土地改良事業の

施行に平成十九年七月十七日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により
公告する。

平成十九年八月二十二日

上北地域県民局長 北 村 収

- 一 事業名 基盤整備促進
- 二 地区名 千樽

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭